

平成 29 年 4 月 1 日

原子力規制委員会 殿

熊取原子力規制事務所
統括原子力保安検査官 中村博英

平成 29 年度保安検査実施方針について

京都大学原子炉実験所に対する平成 29 年度保安検査実施方針を下記のとおり定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 新規性基準を踏まえた検査

研究用原子炉 (KUR) について、新規基準に基づく保安規定は施行されたが、その運用が可能な下位文書体系となっているかの確認がなされていないことから、その確認を行う。

(2) 運転管理の実施状況に係る検査

臨界実験装置 (KUCA) については、新規基準に基づく保安規定の運用が可能な下位文書への展開は確認されたが、使用前検査及び施設定期検査合格後の運転再開に際し必要となる運転計画、試運転、起動前及び停止後の措置等の実施又は準備の状況を確認する。また、KUR についても、上期には運転再開の見込みであり、同様に確認が必要である。

(3) 品質管理の実施状況に係る検査

施設に係る設計、工事、保守・点検、検査、運転等の業務に必要な教育及び力量の管理の実施状況を確認する。また、調達先に対する管理の状況も確認する。

(4) マネジメントレビューの実施状況

品質マネジメントシステムの継続的改善のためには、インプット資料の充実と、その結果を受けて、改善の必要性、資源の必要性についてアウトプットする必要があることから、その実施状況を確認する。

(5) 不適合管理の実施状況

不適合の抽出、是正の充実、是正の有効性評価、予防処置の実施状況を確認する。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

なし

3. 保安検査実施時期

(1) 第1四半期： 6月上旬頃

(2) 第2四半期： 9月上旬頃

(3) 第3四半期： 12月上旬頃

(4) 第4四半期： 3月上旬頃

平成29年4月1日
熊取原子力規制事務所
統括原子力保安検査官 中村博英

平成29年度保安検査実施方針について

京都大学原子炉実験所（使用施設）に対する平成29年度保安検査実施方針を下記のとおり定めましたので提出します。

記

1. 基本検査方針
 - (1) 施設の保守管理の実施状況
設備の維持状況を確認する
 - (2) 異常時の措置に係る検査
使用施設の収納される臨界実験装置の周辺の森林火災などへの対応が含まれることからその対応状況を確認する。
 - (3) 不適合管理の実施状況
事業者における不適合管理等の実施状況について確認する。
 - (4) 保安規定に基づく下位文書の整備状況
保安規定で定められた各種プロセスを明確化するため、研究炉保安規定及び保安指示書の改定状況を踏まえ、下部規定として「核燃料物質使用施設保安規定実施細則（案）」に定める計画であることから、その内容の確認を行う。
2. 保安検査実施時期（期間）
 - (1) 第1回保安検査： 5月中旬頃（0.5日間）
 - (2) 第2回保安検査： 8月下旬頃（0.5日間）
 - (3) 第3回保安検査： 11月中旬頃（0.5日間）
 - (4) 第4回保安検査： 2月中旬頃（0.5日間）